

2021年3月22日

にじの会利用者・ご家族の皆様
関係者の皆様

社会福祉法人にじの会
理事長 石崎 優仁

新型コロナウイルス感染対策・今後のにじの会の取組み－10

昨年末から急速に拡大した新型コロナウイルス感染の第三波は、2カ月の緊急事態宣言で全国的には感染低減が実現しましたが、1都3県では2週間延長されても十分な新規感染者の減少ができず、変異株の感染は増加しつつあります。緊急事態宣言中は飲食店の夜間営業制限のみで実質は各人の行動自粛に依存した対策しか採られてこなかった状況で、その結果、感染者数下げ止まりの中での21日の緊急事態宣言解除となりました。ようやく今後の対策として高齢者施設等での一斉PCR検査の定期実施と市中感染状況チェックのための無料PCR検査の部分実施等の積極的PCR検査が開始することになりました。

にじの会では、発症前や無症状の人でも感染力がある新型コロナウイルス感染の特徴から施設内での感染拡大を防止するには利用者・職員のPCR検査を定期的を実施し、各人の陰性確認と感染予防の有効性を確認するとともに、無症状の陽性者の早期発見が不可欠であると考え、昨年11月以降2カ月ごとに一斉PCR検査を3回実施してきました。3回とも全員の陰性が確認され、感染予防策の有効性も確認できました。

感染収束のカギとなるワクチン接種はかなり遅れており、利用者・職員全員が接種を受けられるのは9月末ごろと思われます。それまで、PCR検査を定期的を実施し、施設内感染防止に努めていく必要があると考えております。

また、利用者・職員の陽性者発生の場合もBCP計画に沿って対応し施設内感染を防止できるよう感染発生時の検査・医療・隔離等の体制強化も並行して進めてきております。

1都3県の緊急事態宣言解除の中、今後の事業運営と予防策は以下の通りとなりますので、皆様のご協力を引き続きよろしく願いいたします。

4月以降の事業運営について

1. 行事予定 以下の通りですが感染状況により変更もあります。

①ウォーキング大会は、4カ所に分散して実施する予定です。

4月9日（金） 神代植物公園・野川公園他

②ゴールデンウィーク帰省期間は、無理のない範囲で帰宅を実施予定です。

4月29日～5月5日

2. 地域貢献事業

- ①買い物送迎支援事業は現在休止し週1回の買物代行支援を実施していますが、緊急事態宣言が解除されましたので、4月1日から週2回の買い物送迎支援を再開する予定です。

3. 短期入所事業

- ①昨年12月から1カ月以内にPCR陰性確認を受けた利用者限定して受入れを行っています。今後も限定受け入れを継続しますが、利用希望者のPCR検査受検の紹介を行いますので、相談してください。

4. 就労事業の営業時間

- ①ハーモニーガーデンは火～土曜17時までの営業としています。4月以降も当面継続します。

今後も継続する感染予防策は以下の通りです。

1. 通所利用者の感染予防策

- ①毎朝検温し平熱でないとき、咳等の症状があるときは自宅で静養し、必ず通院し医師の判断でPCR等の検査を受けてください。
- ②通所時は交通機関が混雑する場合は時差通勤にし、マスク着用を徹底してください。
- ③夜間や週末の人混みへの外出を避け、手指消毒や手洗い等の予防策を励行してください。観光旅行は当面自粛し、必要な旅行の場合も安全を確保できる場所・方法で行ってください。
- ④ご家族で体調が異常な方がいる場合、感染者と接触の可能性のある方がいる場合は、にじの会に連絡し通所は自粛してください。
- ⑤通所利用中は、手洗い・マスク着用の励行と登所時の検温を実行してください。
- ⑥送迎車利用時は、乗車前に検温・手指消毒を実行してください。

2. 入所・入居利用者の感染予防策

- ①毎日、朝・昼・夕の検温実施し、平熱でないときや咳等の症状があるときは活動を自粛し、配置医の診察・抗原検査等を受けるか通院を行います。
- ②毎日、手洗い・手指消毒を励行します。可能な人はマスク着用を行います。
- ③週末等の施設外への外出は、人混みを避け、徒歩や公用車で安全な場所への外出とします。
- ④週末等の帰宅時は、人混みへの外出は避け、外食も安全な店・場所をお願いします。観光旅行は当面自粛し、必要な旅行の場合も安全を確保できる行先・方法で行ってく

ださい。

⑤ご家族の帰宅時送迎や面会の時は、事前に時間予約し玄関での送迎や会議室での面会とし、フロア内に入らないようにしてください。

3. 外部者の施設入館の制限

①利用者の活動を指導する顧問・嘱託の人は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って活動に参加していただきます。

②外部からの研修（公務員研修・施設交流研修等）は当面休止を継続します。

③特別支援学校等からの実習は、打合せの上、安全な方法で実施します。

④ハーモニー見学会は、安全な方法で再開します。

⑤職員採用・利用希望者等の面接は、随時、安全な方法で実施します。

⑥物品配達は玄関での受け渡しとし、マスク着用で実施します。

⑦施設内での作業（修理・点検等）者は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って作業を行います。

4. 日中活動時の感染予防策

①支給金外出・事業所メンテ活動等の施設外活動は、安全な場所への徒歩・公用車による外出に限定します。安全な場所については確認の上、拡大していきます。

②外部の体育館等の使用は、安全な施設に限定し3密を避ける方法で実施します。

③昼食時は食堂での3密を避けるよう、各工房での食事や時差昼食等を実施します。

5. 感染拡大防止のためのPCR検査等の積極的受検

①利用者が発熱等の体調異常を発した場合、必ず通院し新型コロナウイルス感染の可能性があればPCR検査等を受けることになってはいますが、入所利用者の場合は、配置医の診断により抗原検査やインフルエンザ検査を受けることができる体制をとっています。通所利用者やホーム利用者の場合は連携医療機関での抗原検査・PCR検査の受検を薦めています。

②職員が発熱等の体調異常を発した場合や家族等での濃厚接触者が生じた場合、必ず通院し可能性があればPCR検査等を受けるように指示していますが、この場合のPCR検査等の費用は法人が負担することし、積極的に受検する体制をとっていきます。

③利用者・職員の一斉PCR検査については、1カ月ごとに実施することにします。定期的なPCR検査は、職員・就労事業利用者は唾液採取の方法によりますが、生活介護利用者は綿棒による採取方法を継続します。

以上のように、手洗い励行（手指消毒）・マスク着用・人の間隔確保・タッチポイント消毒を重視し、密集・密閉・密接の3密防止と換気、外部での人との接触を減らす方法で、接触感染・飛沫感染を中心に感染予防策を継続していきます。また、利用者やご家族にも引き続き旅行・会食等を自粛することで感染リスクの回避を図っていただきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

*利用者の旅行は特別な用事での場合、観光目的の場合ともに「旅行の届出」を提出してください。なお、観光旅行の自粛は感染予防のためですので、自家用車での日帰り旅行や別荘宿泊の場合は、人混みを避ける等の予防策をとって実施してください。外部者との接触が多い観光施設での宿泊や公共交通機関を利用する旅行は自粛をお願いしています。そのような旅行に行かれた利用者の場合は、コロナ陰性を確認（2週間の自宅での健康確認か PCR 検査陰性確認）しての帰所・通所として頂いています。

*外部での飲食の場合、飛沫感染の危険が大きいため、適切な仕切りと換気が確保されている店舗を利用し、手指消毒や会話時のマスク着用等の感染予防を励行してください。